

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年10月9日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900117号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900024号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月頃から昭和57年6月頃まで

私は、請求期間において、A市(現在は、B市)のC社に勤務し、D業務に従事していたが、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求に係る事業所について、所在地は現在別の事業所が所在する場所(現在の「B市E」地区、以下「請求者が記憶する所在地」という。)、事業所名はC社と記憶しているものの、事業所名についてはF社又はG社であったと思うが、株式会社又は有限会社等の法人の種類は分からない旨陳述しており、詳細な事業所名は記憶していない。

請求者が記憶する所在地において、事業所記号払出簿により厚生年金保険の適用事業所としてH社、商業登記簿によりI社及び昭和55年の住宅地図によりJ社が、それぞれ確認できる。

H社及びI社について、事業所記号払出簿又は商業登記簿により、それぞれの所在地は一致していることが確認できる。また、事業所記号払出簿によりH社の厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和48年6月1日から昭和55年7月25日までの期間であったことが確認できる。I社の商業登記簿によると、当該事業所がI社の商号となったのは昭和48年5月18日からであることが確認できる。さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人のうち雇用保険の加入

記録が確認できる6人は、いずれもH社に係る厚生年金保険被保険者期間の全部又は一部期間において、I社で雇用保険に加入していることが確認できること及びI社の商業登記簿において確認できる代表取締役以外の役員3人は、オンライン記録によるといずれもH社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、H社及びI社は同一の事業所であったことが推認できる。

しかしながら、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において請求者の氏名は見当たらない上、当該被保険者原票で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に文書照会を行ったものの、請求者の勤務等について具体的な回答は得られなかった。また、I社及び当該事業所の代表取締役に対して、当該事業所の商業登記簿で確認できる所在地へ照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返戻された上、当該商業登記簿において確認できる代表取締役以外の役員3人は、オンライン記録によると既に死亡していることが確認できる。

また、J社は、昭和55年の住宅地図以外に商業登記簿等の資料は無く、G社については、請求期間において請求者が記憶する所在地に当該事業所が存在していたことをうかがわせる資料は無い。

さらに、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は、請求に係る事業所の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、請求期間に係る厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を控除されていたことが確認できる資料を所持していない。

加えて、H社、I社、J社及びG社以外の事業所が、請求に係る事業所であることをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。